

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第31号

### 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員証規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員証（以下「職員証」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員以外の本組合の一般職に属する職員とする。

(職員証の交付)

第3条 職員に対しては、その者が職員であることを示す職員証を交付する。

(職員証の様式)

第4条 職員証の様式は、別記様式のとおりとする。

(職員証の有効期間)

第5条 職員証の有効期間は、交付の日の属する年度の4月1日から起算して10年を経過する日までの間とする。

2 前項の規定による有効期間が満了したときは、新たな職員証を交付する。

(職員証の取扱い)

第6条 職員は、やむを得ない事情がある場合を除き、勤務中は常に職員証を携帯し、職務の遂行に当たり職員であることを示す必要があるときは、これを提示しなければならない。

2 職員は、職員証を改ざんし、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(職員証の再交付)

第7条 職員は、職員証を紛失し、き損し、若しくは汚損し、又は職員証の記載事項に変更があったときは、直ちに職員証の再交付を事務局長に申請しなければならない。

(職員証の返納)

第8条 職員(第2号に掲げる場合にあつては、その相続人)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに職員証(第3号に掲げる場合にあつては有効期間の満了した職員証とし、第4号に掲げる場合にあつてはき損し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更があつた職員証とし、第5号に掲げる場合にあつては発見した職員証とする。)を事務局長に返納しなければならない。

- (1) 離職したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 第5条第2項の規定により新たな職員証の交付を受けたとき
- (4) 職員証をき損し、若しくは汚損し、又は職員証の記載事項に変更があつた場合において、前条の規定により職員証の再交付を受けたとき
- (5) 職員証を紛失した場合において、前条の規定により職員証の再交付を受けた後、当該紛失した職員証を発見したとき

(施行の細目)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式（第4条関係）

職 員 証	
写真	氏 名
	大阪市・八尾市・松原市 環 境 施 設 組 合
	印
No.	年 月 日生
	年 月 日 発行

備考 寸法は、縦5.4センチメートル、横8.56センチメートルとする。